

## 令和 5 年度第 3 回益城町使用料等審議会 議事要旨

- ◆ 日時：令和 5 年（2023 年）8 月 17 日（木）13:56～15:45
- ◆ 場所：役場 3 階第 1 委員会室
- ◆ 出席：委員 8 人出席  
事務局 3 人 施設担当課 5 人
- ◆ 議事次第：
  1. 開会
  2. 前回の振り返り [事務局説明]
  3. 施設使用料の改定案について [各担当係説明] [委員討議]
    - ・ 公営住宅駐車場使用料
    - ・ 福祉住宅使用料
    - ・ 保健福祉センター使用料
  4. 事務連絡
  5. 閉会

- ◆ 議事要旨：

1. 開会
2. 前回の振り返り
  - 事務局より資料 2 「第 2 回益城町使用料等審議会議事要旨」について説明。
3. 施設使用料の改定案について

### 【公営住宅駐車場使用料】

- 都市計画課より資料 3 「公営住宅駐車場使用料改定に係る説明資料」を説明。

#### （主な意見）

- 2 台目駐車場稼働率からすると、3 台目を倍額で貸すと町としてはプラスとなるということがこの資料から見える。3 台目の要望があるのであればサービスとしてもプラスとなる。
- 194 台中 80 台は不稼働であり、3 台目の希望があるのであれば、活用してもいいのではないかと。空いているのもったいない。入居者の構成を考えて、将来的に 3 台目が必要ないとの想定ならいいが、そうでないなら、条例改正をして準備してもいいのではないかと。
- 不法駐車の情報など自治会長はボランティアでしているから大変だと思う。万が一恨まれたら、というような心配もある。管理人の方を付けるなどの対応をした方が、自治会長の心配も薄れるのではないかと。
- 使用料の積算根拠を住民に明確に説明できるものを作成していた方がよい。
- 条例 56 条の（3）でいくと、1 台目から使用料をとる前提の文言と思うので、無料とするのはどうか。
- 令和 4 年度使用料が現時点でも未納とのことだが、条例 63 条（2）では、3 カ月滞納したら使用を取り消すことができるとある。そのあたりはしっかりと整理していただきたい。

(討議の結論)

- 公営住宅駐車場使用料の改定案については、審議会として適当と判断する。

### 【福祉住宅使用料】

- 都市計画より資料4「福祉住宅使用料改定に係る説明資料」を説明。

(主な意見)

- 前回は述べたが、特殊な公営住宅であるので、町の福祉施策として、千円未満は切り捨てとしてもいいのではないかと。現在区分1しか入居者はいないので、切り捨てでも構わないかと思う。

(討議の結論)

- 福祉住宅使用料の改定案については、審議会として適当と判断する。

### 【公営住宅駐車場使用料及び福祉住宅使用料の答申案について】

(主な意見)

- 公営住宅駐車場について、3台目の借用の件については入れていただきたい。町の人口を減らさないためにも役に立つと考える。
- 2台目借用の少ないところは公共交通がしっかりしているところ。2台目が少ないところに3台目もと言っても埋まる可能性は少ないと思うので、3台目も可とするとの意見はいいと思う。
- 駐車場に常に一定数の空きがあるのであれば、入居者以外に民間駐車場と同レベルで貸し出せばいい。公の施設なので稼働率を上げる工夫が必要。
- 前回及び今回いただいた意見を整理して、附帯意見としてまとめていただきたい。

(討議の結論)

- 附帯意見として、公営住宅駐車場の稼働率を上げる工夫を図ることを記載する。また、審議内の意見を整理して、附帯意見としてまとめる。
- 答申案の確認については、事務局と会長にて行う。

### 【保健福祉センター使用料】

- 健康保険課より資料5「保健福祉センター使用料改定に係る説明資料」を説明。

(主な意見)

- 社会福祉協議会がラウンジを使用していることについて、住民が自由に使える場所が使えないのは問題。期限を区切ってやらないといけない。

- 健康のための施設であるので、施設内外を利用したウォーキングコースがあると施設の活用が進むのではないか。
- 町外者は倍額払っても、市の同類施設使用料と同レベル。施設も駐車場が広く良いところなので、稼働率を上げるといふ点からも、町外者に対してもどんどんPRしていいのではないか。
- 使用料算定表は1㎡1時間あたりの単価がベースとなるので、この信頼性を持たせることが重要であり、次回の改定クールに向け、より信頼性を高めるよう検討をお願いしたい。また、施設稼働率を高めるためどのようなことをしたのか、利用促進に関するデータを残しておくこと。
- 行政が町の施設を使う場合、なぜ使用料を払わないのかと思っていた。使用料は最終的には町に返ってくるが、こういう資料を出すからには町も使用料を払うべきと思うので、次の改定クールに向けてしっかりと整理してほしい。
- 行政の予約方法も必要以上に施設を押しやっているように感じる。可能な限り住民に開放するよう検討いただきたい。
- 行政の使用料の払い方、予約方法は保健福祉センターだけでなく、他の施設にも言えること。使用料等審議会として、使用料のあり方、徴収の仕方、予約の仕方など、公共施設の使用料とは別に審議する必要があると考えている。

(討議の結論)

- 保健福祉センター使用料の改定案については、審議会として適当と判断する。
- ただし、委員から出された質問に対する補足資料を次回提示すること。
- 答申案については、次回審議を行う。

#### 4. 事務連絡

- 事務局より今後の日程等について説明
  - ◇ 公営住宅駐車場使用料、福祉住宅使用料については答申作成後、井田会長から町長に答申していただく予定。日程は今後調整する。
  - ◇ 第4回は9月8日(金)10時から役場2階会議室2-5・6で開催。
  - ◇ 第5回の日程調整票の提出をお願いする。

#### 5. 閉会